

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館における指定管理者制度の導入について
----	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

【報告】

第14条第1項（指定管理者による公の施設の管理）

（担当部課：地域文化部文化観光国際課文化資源係）

事業の概要

事業名	新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館における指定管理者制度の導入
担当課	地域文化部文化観光国際課
目的	民間事業者の経営ノウハウや創意工夫を活かした事業展開、ニーズへの対応 専門的人材の確保及び効率的人材配置 柔軟な発想による経費の合理的・効果的運用による経費の縮減
対象者	一般
事業内容	<p>日本を代表する洋画家の一人佐伯祐三のアトリエを「新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館」(以下「記念館」という。)として整備し、平成22年4月28日オープンした。</p> <p>【アトリエの公開】</p> <p>区立佐伯公園が開園した昭和50年以来、外観のみ公開されていたアトリエ内部を一般公開する。</p> <p>【佐伯祐三に関する資料の展示、情報の発信】</p> <p>記念館内において、佐伯の生涯、作品及び下落合のアトリエでの創作活動等を紹介する展示をおこなう。地域人材を活用したガイドボランティアを配置し、土曜日・日曜日を中心に現地でガイドを行なう。</p> <p>また、豊富な落合地域の文化歴史資源のネットワーク化を進め、新宿の魅力として広く内外に発信していく。</p>

件名 新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館における指定管理者制度の導入について

施設の名称	新宿区立佐伯祐三アトリエ記念館
施設の所管課	地域文化部文化観光国際課
指定管理者の名称	公益財団法人 新宿未来創造財団
指定管理者が取扱う個人情報の業務	佐伯祐三アトリエ記念館ガイドボランティア制度
指定管理者が取扱う個人情報の項目	ガイドボランティアの氏名、住所、電話番号、メールアドレス(ある方のみ)
個人情報項目の記録媒体	紙、電磁的記録
指定管理の開始時期及び期限	平成22年4月28日 から平成25年3月31日まで (以降継続)
指定管理者としての情報保護対策	公益財団法人新宿未来創造財団が財団規定に基づき、本業務に従事する職員を対象に個人情報保護に関する研修を実施し、次のとおり取扱う。 1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 収集した情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。
指定にあたり区が行う情報保護対策	協定書に別紙「特記事項」の内容を盛り込む。

特記事項（指定管理者協定用）

（基本的事項）

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 新宿区情報公開条例第 20 条の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

(2) 新宿区個人情報保護条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

（秘密の保持）

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。指定が終了した後においても同様とする。

（目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

3 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（適正な管理）

4 乙は、業務に伴い取扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

（委託の制限）

5 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

（個人情報の取扱いに関する苦情への対応）

6 乙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

（個人情報の引渡義務等）

7 乙は、指定が終了した場合は、当該指定管理業務に伴い管理することとなった個人情報の記録を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

（業務に関する報告）

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査）

9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従業員に対する教育）

10 乙は、乙の従業員に対して個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

11 乙は、個人情報の取扱いに関して事故が発生したとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表）

12 甲は、乙が前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

13 乙は、第 1 項から第 11 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。